

第2節 普通旅客運賃

(大人片道普通旅客運賃)

第63条 旅客の乗車する発着区間の営業キロにより、次により計算する。

大人片道普通旅客運賃

(1) 運賃の計算方 (対キロ区間制)		
3キロメートルまで		210円
3キロメートルを超え	6キロメートルまで	310円
6キロメートルを超え	12キロメートルまでの部分	
	3キロメートルを増すごとに	80円加算
12キロメートルを超え	15キロメートルまで	560円
15キロメートルを超え	18キロメートルまで	640円
18キロメートルを超え	21キロメートルまで	710円
21キロメートルを超え	24キロメートルまで	800円
24キロメートルを超え	30キロメートルまでの部分	
	3キロメートルを増すごとに	80円加算
30キロメートルを超え	33キロメートルまで	1,050円
33キロメートルを超え	36キロメートルまで	1,130円
36キロメートルを超え	39キロメートルまで	1,220円
39キロメートルを超え	42キロメートルまで	1,270円
42キロメートルを超え	45キロメートルまで	1,330円
45キロメートルを超え	48キロメートルまで	1,380円
48キロメートルを超え	51キロメートルまで	1,450円
51キロメートルを超え	54キロメートルまで	1,490円
54キロメートルを超え	57キロメートルまで	1,540円
57キロメートルを超え	63キロメートルまでの部分	
	3キロメートルを増すごとに	40円加算
63キロメートルを超え	66キロメートルまで	1,670円
66キロメートルを超え	69キロメートルまで	1,700円
69キロメートルを超え	73キロメートルまで	1,720円

(2) 小児旅客運賃

小児旅客運賃は、普通旅客運賃・定期旅客運賃・回数旅客運賃・団体旅客運賃・及び特殊割引旅客運賃について設ける。

(往復乗車券の場合の旅客運賃)

第64条 往復乗車の場合の普通旅客運賃は、片道普通旅客運賃を2倍した額とする。